

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 2 8 日

富山市長 藤井 裕久

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大山地域 大山地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 2 月 2 8 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数	1 8 経営体
・認定農業者数	1 5 経営体 (うち法人 1 1 経営体)
・認定新規就農者	1 経営体
・集落営農（任意組織）、その他法人	0 経営体
・準担い手	2 経営体

4. 地域農業の将来のあり方

水稲中心の作付に加え、飼料稲、WCS、大麦、大豆、そば及び野菜（白ネギ、にんじん、みょうが等）を作付し、推進品目を明確化する。主穀作物以外の野菜等の作物を積極的に取組み、複合化を図る。生産した農産物を活用し、加工品や直売を進め六次産業化を進める。作物のブランド化やマーケティングを積極的に行なうことで、高付加価値化を高める。農家子弟や新規就農希望者を積極的に取り込み、地域農業の活性化につなげる。規模拡大及び生産性向上を図るために機械・施設を更新し、農業経営の効率化を図る。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手は原則として農地中間管理機構を活用する。